

## □ 反社会的勢力等への対応

当ＪＡは、事業を行うにつき、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

### ・運営等

当ＪＡは、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当ＪＡの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

### ・反社会的勢力等との決別

当ＪＡは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

### ・組織的な対応

当ＪＡは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

### ・外部専門機関との連携

当ＪＡは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

### ・取引時確認

当ＪＡは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

### ・疑わしい取引の届出

当ＪＡは、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

## □ 金融円滑化に向けた取り組み

当ＪＡは、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限をむかえましたが、金融円滑化にかかる取り組みの基本的方針を制定し、引き続き取り組んでいます。

今後も当ＪＡでは、この方針に基づき、お客様からのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

### 《金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要》

当ＪＡでは、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2. お客様の経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 当組合の金融円滑化管理に関する体制